国 不 建 第 ５ ８ 号
令和８年８月１０日

建設業者団体の長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

令和８年熊本地震による災害の発生に伴う
建設業法上の特例措置等について

令和８年熊本地震については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第８５号。以下「権利利益保全法」という。）に基づき、８月７日付けで公布・施行された令和８年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和８年政令第２６０号。以下「政令」という。）及び同日付け国土交通省告示第１０３７号（以下「告示」という。）に基づき、権利利益保全法第３条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置及び同法第４条に基づく期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなりました。

つきましては、建設業法（昭和２４年法律第１００号）上の特例措置の内容及び留意点等は下記のとおりですので、貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底を図っていただきますようお願いします。

記

１．許可の有効期間の延長について（権利利益保全法第３条関係）

特定被災地域（令和８年熊本地震に際し災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。）内に主たる営業所を有する者に係る建設業法第３条第１項の規定に基づく建設業の許可（令和８年７月２８日から令和９年１月２６日の間に登録の有効期間が満了するものに限り、令和８年７月２７日までに更新を受けた場合を除く。）については、告示により、その有効期間の満了日を一律に令和９年１月２７日に延長

受付
26.08.18
一般社団法人
日本電設工業協会

することとした。
なお、上記のほか、許可行政庁は、権利利益保全法第３条第３項の規定に基づき令和８年熊本地震の被害者（直接被災した場合だけでなく、交通機関の遮断や事務を処理する行政側が被災したことにより、所要の手続きがとれなかった等、間接的な被害を受けた場合も含む。以下同じ。）が、有効期間の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に有効期間を満了している場合も含む。）について、令和９年１月２７日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

２．変更等の届出について（権利利益保全法第４条関係）

令和８年熊本地震により、建設業法第１１条及び第１２条の規定に基づく変更等の届出（届出を行うべき期限が令和８年７月２８日から令和８年１１月２６日までに到来するものに限る。）をその期限までに行うことができなかった者については、政令に基づき、令和８年１１月２７日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

３．経営事項審査の有効期間の延長について（権利利益保全法第３条関係）

特定被災地域内に主たる営業所を有する者に係る建設業法第２７条の２３第１項の規定に基づく経営事項審査（令和８年７月２８日から令和９年１月２６日までに有効期間が満了するものに限る。）については、告示により、その有効期間の満了日を一律に令和９年１月２７日に延長することとした。
なお、上記のほか、許可行政庁は、権利利益保全法第３条第３項の規定に基づき、令和８年熊本地震の被害者が、有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に期限を経過している場合も含む。）について、令和９年１月２７日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

４．監理技術者資格者証の有効期間の延長について（権利利益保全法第３条関係）

特定被災地域内に住所を有する者に係る建設業法第２７条の１８第１項の規定に基づく監理技術者資格者証（令和８年７月２８日から令和９年１月２６日までに有効期間が満了するものに限る。ただし、令和８年７月２７日までに新資格者証を交付された場合を除く。）については、告示により、そ

の有効期間の満了日を一律に令和９年１月２７日に延長することとした。

なお、上記のほか、国土交通大臣は、権利利益保全法第３条第３項の規定に基づき、令和８年熊本地震の被害者が、有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に有効期間を満了している場合も含む。）について、令和９年１月２７日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

５．その他

・監理技術者等の途中交代について

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、監理技術者等の工期途中での交代は、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められている。なお、一般的な交代の条件として、令和８年熊本地震により、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合なども含むものと考えられる。

・恒常的な雇用関係の取扱いについて

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、国、地方公共団体及び公共法人等が発注する建設工事で、元請の専任の主任技術者、専任の監理技術者、専任特例の場合の監理技術者及び監理技術者補佐については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされているが、令和８年熊本地震により、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。